

令和2年4月28日

保護者の皆様

三重県立津西高等学校

新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の休業延長について

平素は、学校の教育活動に御理解御協力いただきありがとうございます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症の感染者数は、4月14日から急増し、子どもの感染事例も確認されています。また、県内で初めてのクラスターが発生するとともに、東紀州地域でも感染が確認され発生地域が県内全域に及ぶなど、予断を許さない状況となっています。

隣接県では、4月16日に特定警戒都道府県に指定された愛知県、岐阜県で、感染者数が増加するとともに、新たなクラスターが発生するなど、依然として感染拡大が続いています。また、他県においては、学校で教員・児童生徒が相次いで感染する事例も見られます。

また、緊急事態措置実施期間における移動自粛等の効果は、2週間程度先に確認されるということに加え、人の移動が再開した後の感染者の状況も一定期間見極めることも必要と考えられます。

こうした状況を踏まえ、生徒の安全・安心を第一に考え、三重県教育委員会は県立学校の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することとしました。臨時休業により、生徒は学校へ登校できないことによる不安やストレス等を抱え、保護者の皆様におかれましても、学習の遅れや進路に対する不安等、多大な御心配をおかけしていることと存じます。引き続き、臨時休業中は、オンラインによるホームルームや電話、ホームページ等の活用により、生徒との連絡を密にとるよう心がけ、生徒の様子を把握に努めるとともに、学習に著しい遅れが生じることがないように、オンラインによる授業や紙の教材等により家庭学習の支援を進めてまいります。また、臨時休業の長期化に伴い、1学期及び夏季休業中の行事や学習計画の見直し、オンライン授業等の学習の進め方等については早急に検討し、5月1日を目途に改めて保護者の皆様にご連絡させていただきます。

なお、学校の再開については、国の緊急事態措置の動向、専門家会議の分析を踏まえつつ、県内における感染状況や近隣県の状況等を勘案して、県教育委員会によって5月25日に改めて判断がなされます。